

千里ライフサイエンスクラブ会則

2025. 4. 1 改定

末尾に【会則の変更について】記載あり

- 第1条 本会は「千里ライフサイエンスクラブ」と称する。
- 第2条 本会は公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団（以下「財団」という。）が主宰する。
- 第3条 本会はライフサイエンスの研究者、学者を中心に、一般の方を含めた幅広い人の組織を越えた交流を目的とする。
- 第4条 本会は個人会員制とし、会員は本会に登録する。
- 第5条 本会の会員には、毎月1回（盛夏にあたる8月は休会）財団が開催する千里ライフサイエンスフォーラムの案内及びLFニュース（年3回）を送付する。
- 第6条 フォーラムは、毎月の講演会と年2回実施する講演後の懇親会よりなり、知の交流拠点、いわゆる「アカデミックな赤ちょうちん」を創るという財団の理念を実現するために、会員の交流の場を提供する。また、毎月の講演を録画して、会員には約2週間期間限定で、インターネット配信する。
- 第7条 1. 会員の年会費は無料とする。
2. 懇親会実施時の参加費は2,000円とし、財団フォーラム事務局が徴収する。
3. 会員期間は設けず、意思があれば連絡のみで退会できる。
- 第8条 会員は次の場合にその資格を失う。
退会、会員の死亡、本会の解散
- 第9条 本会則にない事項については、必要に応じて財団が定める。

【会則の変更について】

- 会員の年会費は無料に変更し、関連事項は削除します。
- 懇親会の実施を年2回（4月、10月）に変更します。
- インターネット配信期間を約2週間に変更します。

以上